

山口県医療機能情報公表システムサービス利用規程

(目的)

第1条 この規程は、山口県医療機能情報公表システム（以下「情報システム」という。）について、病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。）が病院等関係者サービスを利用するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(パスワード等の交付基準)

第2条 パスワード等については、次の病院等に交付する。

- (1) 県内の全ての病院等
- (2) その他システム管理者が必要と認めた機関等

(パスワード等の管理)

第3条 パスワード等の交付を受けた病院等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パスワード等は医療機能情報の入力のため、病院等の関係者自らが使用するものとし、厳重に管理すること。
- (2) パスワード等については、他に公開しないこと。

(情報システムの利用)

第4条 交付されたパスワード等により情報システムを利用する場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 期限の定めのある場合は、期限までに登録を行うこと。
- (2) 登録内容に変更があった場合は、すみやかに内容を更新すること。
- (3) 登録内容について、虚偽、誹謗中傷、又は公序良俗に反するような情報の登録をしないこと。
- (4) ウイルス等の進入を防ぐため、安全性の確保されていないソフト等をインストールしたパソコンでの利用は行わないこと。

(その他注意事項)

第5条 パスワード等を交付された病院等の管理者は、情報システムを利用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 本規程に反すると認められる場合は、パスワード等を取り消すことがあること。
- (2) パスワード等を紛失した場合には、速やかに健康福祉部医療政策課に届け出ること。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。